



社会全体で あなたの学びを 支えます



公立高等学校の授業料無償化

平成22年4月スタート！



公立高等学校の授業料無償化の趣旨

家庭の状況にかかわらず、
全ての意志ある高校生等が
安心して勉学に打ち込める社会を
つくるため、国の費用により、
公立高等学校の授業料を無償
とし、家庭の教育費負担を軽減
します。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

文部科学省 高校無償化

検索

イメージ図



公立高等学校の授業料無償化 Q & A



Q1. 本制度の実施により、どのような効果を期待しているのですか？

社会全体の負担により生徒のみなさんの学びを支えることを通じて、将来、みなさんが我が国社会の担い手として広く活躍されることを期待しています。

Q2. 本制度により授業料が無償化となるのはどのような範囲の学校ですか？

公立高等学校（全日制、定時制、通信制）については、原則として授業料は徴収されません。

また、公立高等学校には、公立中等教育学校の後期課程、公立特別支援学校の高等部を含みます。

Q3. 原則不徴収とのことですが、例外的に徴収される場合があるのですか？

既に高等学校等を卒業したことがある場合や、修業年限を超えて在学している場合などについては、授業料を徴収されることもあります。

学校設置者（地方公共団体）により異なりますので、学校等からの説明がある際に注意して下さい。

Q4. 無償化となるのは、授業料のみですか？

正規の生徒の授業料のみです（科目履修生・聴講生は対象ではありません）。
入学金、教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費は無償とはなりません。

Q5. 所得による制限はありますか？

所得による制限・区別はありません。

Q6. 必要な手続きはありますか？

生徒本人（または保護者）が行う申請手続きは特にありません。